

第31回延岡市農業委員会会議録

(令和5年1月27日)

1. 開催日時 令和5年1月27日(金) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4		5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11		12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19		20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 184 号 農地法第 3 条 所有権の移転について
 議案 第 185 号 農用地利用集積計画の決定について(利用権・中間管理機構)
 議案 第 186 号 農地法第 4 条の許可申請について
 議案 第 187 号 農地法第 5 条の許可申請について
 議案 第 188 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告 第 120 号 農地法第 4 条の届出について
 報告 第 121 号 農地法第 5 条の届出について
 報告 第 122 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について
 報告 第 123 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について

協議 第 41 号 農用地利用配分計画(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農 政 係 長	松 田 真 寿 代
		農 政 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
		北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

	<p>(総会資料の一部訂正)</p> <p>□議案第 184 号 3 条所有権移転のうち P2 整理番号 1～4 番の右側、理由の欄について、経営規模拡大→新規就農へ、P3 整理番号6番の譲受人状況について 4,050→0 へ訂正。</p> <p>□議案第 186 号 4 条許可のうち P17 整理番号1番の所在地番に 272 番 1、地目に畑、地積に 36 m²を追加し計 2,203 m²へ訂正。P17 は畑5筆、1,361 m²、計8筆、3,528 m²になります。</p> <p>□議案第 187 号5条許可のうち P20 整理番号3番の理由について通路・宅地の一部へ訂正をお願いします。</p> <p>(各課より案内)</p> <p>□【林務課】より案内</p>
事務局	<p>定刻となりましたので、会長お願い致します。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第 31 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号5番 緒方武彦委員と委員番号 17 番 片伯部芳徳委員の二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第184号 農地法第3条 所有権の移転についてから議案第188号 農地あっせん委員の指名についてまでの議案5件、報告案件4件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>なお、総会終了後に先日行われました県外視察(佐伯市)の報告とタブレット活用の研修がありますのでよろしくお願い致します。</p>
松田(宗)委員	<p>それでは、議案第 184 号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。整理番号1番から3番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号3番 松田です。整理番号1番から3番について説明致します。まず整理番号1番ですが、所在は貝の畑町、畑2筆、面積は計 587 m²、譲渡人、譲受人とも貝の畑町在住の方です。</p> <p>整理番号2番も所在は貝の畑町、畑2筆で面積は計 356 m²です。譲渡人は北方町角田在住、譲受人は整理番号1番と同じ方で、貝の畑町在住です。</p> <p>整理番号3番も所在は貝の畑町、畑 10 筆で合計面積は 2,125.16 m²、譲渡人は貝の畑町譲受人は整理番号1番2番と同じ方で、貝の畑町在住です。</p> <p>1月 19 日に、私、酒井推進委員、譲受人、行政書士の4人で現地調査を行いました。筆数がずいぶん多かったので、境界線など全て立ち会いしました。申請地は荒地だったところに機械を入れて整地してあり、一部栗の木が残っていました。譲受人が栗を植えて果樹園にするということです。ちょうど 218 号線の上になるところなので、造成した後の土砂が道路に流れ込まないように等、現地を見ながら工事のやり方等説明、確認しました。現地を確認した色々なことを譲受人はきっちり実行するというので、何も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>

議 長	次に、整理番号4番について、甲斐秀雄農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
甲斐（秀） 推進委員	<p>推進委員の甲斐です。整理番号4番について説明致します。農地の所在は小野町、田2筆で面積は計 470 m²、譲渡人は古城町在住の方、譲受人は整理番号1番から3番と同じ貝の畑町在住の方です。</p> <p>1月22日に、私、牧野委員、譲受人の代理の行政書士の方の3人で現地調査を行いました。地目は田ですが現況は畑で野菜を作っていました。申請地は道路の横で、道路を挟んで道路の向こう側には家がありますがこちら側には家はありません。特に問題無いと思いました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号5番について、委員番号 10 番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。
安藤委員	<p>委員番号 10 番 安藤です。整理番号5番について説明致します。農地の所在は北川町長井、田1筆で 2,280 m²です。譲渡人は北川町長井在住、譲受人は北浦町古江在住の方で、大分県から北川町川坂に移住予定の方と共同経営するとのことです。</p> <p>1月22日に譲受人、共同経営者、甲斐(信)推進委員、私の4人で現地調査を行いました。申請地は人里から 500m以上離れた山の麓にあります。昔は上流から水を引き、水田で稲作をしておりました。しかし 40 年以上前から環境の変化で水の確保ができなくなり、原野状態で現在に至っております。移転許可後に農業用倉庫を建設するそうです。地域との調和要件も問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号6番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊池委員	委員番号 15 番 菊池です。整理番号6番について説明を致します。所在は北方町曾木地区、畑9筆で 9,572 m ² です。譲渡人、譲受人ともに北方町曾木地区在住の方です。1月23日に甲斐(正)推進委員、譲受人、私とで現地調査を行いました。果樹を栽培するとのことです。地域との調和要件は問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号7番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員	<p>委員番号 17 番 片伯部です。整理番号7番と8番について説明致します。まず7番について説明致します。農地の所在は出北、田1筆で 201 m²です。譲渡人は3人で、申請地を相続された方たちです。譲受人は出北在住の方です。</p> <p>1月19日に横山推進委員、私、譲受人とで現地調査を行いました。申請地は1枚の田が4筆に分かれていて、その真ん中の土地が譲渡人の土地で、譲受人の土地を通らないと申請地に入れず、譲受人が 20 年近く借りて耕作していたそうです。調和要件も問題なく、今までと同じように農地として利用されていくとのことなので、なんら問題無いと思います。</p> <p>続きまして整理番号8番について説明致します。所在は出北、田1筆で 202 m²です。譲渡人は整理番号7番と全く同じで、譲受人は出北在住の方です。</p>

		<p>この案件も1月 20 日に横山推進委員、私とで現地調査を行いました。境界線、排水溝等は問題なく許可相当と判断致しました。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	事 務 局	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
		<p>はい。それでは事務局より説明いたします。 別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。 農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査致しましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことですので、農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
議 長		<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
		<p>何かございませんか。</p>
委 員		<p>異議なし。</p>
議 長		<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員		<p>(挙手)</p>
議 長		<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
		<p>続きまして議案第185号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局		<p>はい。それでは農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、10年もしくは5年の賃借権又は使用貸借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長		<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
		<p>何かございませんか。</p>
委 員		<p>異議なし。</p>
議 長		<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>

委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
緒方委員	<p>続きまして、議案第 186 号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番について、委員番号5番 緒方武彦委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号5番 緒方です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北方町藤の木、田3筆、畑1筆で合計面積は 2,203 m²です。申請人は北方町藤の木在住の方です。理由は杉の植林です。</p>
議長	1月 23 日に事務局、県の担当者、申請人、甲斐(詳)推進委員、私で現地調査を行いました。現地は地図で見ると周囲に田が若干あるのですが、既に山林化しており、谷底の一番深いところにあり陽も全然当たらない状況でした。作付けもされておらず、草刈だけをするのも年輪的にきついということで、植林をしたいということでした。ご審議をよろしくお願い致します。
松田(純)委員	次に、整理番号2番について、委員番号7番 松田純二委員より説明をお願い致します。
議長	委員番号7番 松田です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は佐野町、畑4筆で面積は計 1,325 m ² です。申請人は佐野町在住の方で、駐車場にしたいということです。1月 23 日に久富推進委員、事務局2名、県担当者、申請人の代理人の行政書士の方、私の合計6人で現地調査を行いました。この土地は谷になっており南側と北側が住宅で、他は山に囲まれたぽつんとした農地です。この土地を工事関係者が駐車場として貸してもらいたいということで申請になりました。この土地は 10 年以上、耕作放棄地になっており、荒地になっております。工事関係者が使った後は、南側の住宅にあるタイヤの修理・販売をしている家が借り受けたいと言っています。周りの農地とは離れていて、営農上の支障は無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
事務局	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
議長	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、山林で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、山林、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響はありませんが、隣接した住宅地への土砂の流出等にも配慮することを踏まえ、許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>はい、矢野光一委員。</p>

<p>矢野(光)委員</p>	<p>委員番号11番 矢野です。整理番号1番に限らず、こういう件全般について質問があります。</p> <p>今回、生産性の低い農地を植林という形で転用となっていますが、こういう相談は結構増えています。自分は勉強不足で非農地のような状態になって、農地でなくしてから植林してもらわないと、と考えていたのですが。例えば段々畑とか耕作条件の悪いところで、高齢になってなかなか耕作出来ないから来年からは杉を植えたいとか、そういう相談を受けた場合も転用が可能なのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お答えします。そういう場合にも第2種農地なら許可相当となるので転用の可能性はあると思います。ただし農振かどうか、注意して頂く必要があります。また面積的にも 3,000 m²を超えてくると県の常設審議会に出す必要があります。植林が目的の転用はそれほどハードルが高くないと思いますので、植林という確かな目的・計画がある場合は転用で申請してもらっても構わないです。特に計画がなくて農地以外にしたいというご要望でしたら非農地という可能性があります。</p>
<p>矢野(光)委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にはありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。</p>
<p>甲斐(秀)推進委員</p>	<p>続きまして、議案第187号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、甲斐秀雄農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
<p>甲斐(秀)推進委員</p>	<p>推進委員の甲斐です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は小野町、田1筆で 307 m²です。譲渡人は小野町在住の方、譲受人は川島町の有限会社です。理由は近くにある現場事務所の材料置き場にするということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>1月23日に、県担当者、事務局2名、譲受人、牧野委員、私の6人で現地調査を行いました。申請地の地目は田ですが、何年か前に埋め立てられて既に駐車場のようになっています。土々呂北方線の道沿いで、隣りに2軒家があって、周りは全部田です。特に問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号2番について、高橋利喜哉農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
<p>高橋(利)推進委員</p>	<p>推進委員の高橋です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は石田町、地目は田、面積は 36 m²です。譲渡人は伊形町在住、譲受人は東京都の株式会社です。</p>
<p>議 長</p>	<p>1月23日に、県担当者、事務局2名、譲受人の会社の責任者、高橋(正)委員、甲斐(安)推進委員の6人で現地調査を行いました。場所は高速道路の石田トンネルの西側で、牧場の前を通る道路沿いにあります。その申請地から3kmくらいのところで、一昨年譲受人の</p>

<p>議 長</p>	<p>会社がソーラーパネルの設置工事をしています。そのための資材運搬などには道路が狭いので道路拡張が必要ということで今回の申請となりました。現在は側溝が設置されており、周辺の農地には何ら影響はありません。追認申請も提出されています。調査したところ、許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号3番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p>
<p>大 戸 委 員</p>	<p>委員番号8番 大戸です。整理番号3番について説明致します。農地の所在は北浦町三川内、畑1筆で 244 m²です。譲渡人、譲受人共に北浦町三川内在住の方です。今回、宅地から道路に出るための通路と、残りの部分を宅地の一部にしたいとの申請です。</p> <p>1月 23 日に、譲受人の代理人、県担当者、事務局、小野推進委員、私とで現地調査を致しました。地図を見てもらうとわかる通り、北側が国道に接していて、南側が宅地、西側には建築会社の倉庫があります。西側に農地がありますが、間に側溝が入っておりますので特に問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、既に宅地への転用済となっている追認申請で、始末書なども提出されており、周辺農地に係る営農への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、山林、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、既に道路の一部への転用済となっている追認申請で、始末書なども提出されており、周辺農地に係る営農への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきましては、周辺に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 188 号 農地あっせん委員の指名について提案致します。申し出の理由としましては、北川町の農地の売却及び貸したいということになっております。</p>

		<p>では、今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号2番 井本みつよ委員と矢野政治農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	員	異議なし。
議 長	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	員	(挙手)
議 長	長	承認されましたので、井本委員、矢野政治推進委員、よろしくお願い致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局	局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第120号、農地法第4条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書に記載しておりますが、1件の届出があり、田が1筆の202㎡の転用となっております。</p> <p>次に報告第121号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書に記載しております5件の届出があり、田が2筆の301㎡、畑が5筆の383㎡、合計7筆の684㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第122号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書に記載しております5件の届出があり、田が14筆の8,300㎡、畑が10筆の2,125.16㎡、合計24筆の10,425.16㎡の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第123号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書をご覧ください。今回6件の届出があり、田が18筆の6,436㎡、畑が19筆の5,442㎡、合計37筆の11,878㎡となっております。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委 員	員	ありません。
議 長	長	無いようなので、次に協議第41号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事 務 局	局	はい。それでは、農用地利用配分計画(案)について説明致します。

	<p>こちらは、先程議案第 185 号で決定した中間管理権の設定分と、耕作者変更についての配分計画となります。</p> <p>まず整理番号1番から 93 番までが伊形地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 94 番から 145 番までが小川地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 146 番から 151 番が細見地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 152 番から 171 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>最後に、整理番号 172 番から 178 番までが耕作者変更での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、49 人の出し手から計 188 筆、165,199 ㎡の農地を 個人 26 人と法人 2 件に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p>
事 務 局	<p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p>
議 長	<p>次に「その他」ですが、何かございませんか。</p>
事 務 局	<p>では、事務局より連絡事項についてお願い致します。</p>
議 長	<p>(事務局より説明)</p>
	<p>以上を持ちまして第 31 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

5 番 踏方武彦

17 番 片伯部寿徳